○少年警察活動の運用及び留意事項等について（通達）

平成19年12月14日

広少対第922号・広生企第1314号・広警相第206号・広地域第1772号・広刑総第1026号・広交企第1436号・広公第1195号警察本部長

改正　平成20年12月広少対第985号・広地域第1822号

平成24年７月広少対第633号・広刑総第1374号

平成28年１月広総務第98号

平成28年６月23日

平成28年10月７日

平成29年７月10日

平成29年12月27日

令和２年３月12日

令和４年３月31日

令和４年７月21日

各部長・参事官

各所属長

少年警察活動については，少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）及びこれに基づく少年警察活動に関する訓令（平成14年広島県警察本部訓令第49号。以下「訓令」という。）等により実施してきたところであるが，凶悪事件における低年齢化をはじめとする深刻な非行情勢に対応するため，少年法等の一部を改正する法律（平成19年法律第68号），少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（平成19年国家公安委員会規則第24号）が公布され，平成19年11月１日，それぞれ施行されたところである。これを受け，少年警察活動推進上の留意事項について（平成19年10月31日付け警察庁乙生発第７号）が発出され，当県警においても，訓令の一部改正を行い，少年警察活動についての基本を示したところであるが，本通達において，その運用及び留意事項等細部事項について定め，平成19年12月14日から施行・運用することとしたので，これにより少年警察活動を積極的かつ効果的に推進されたい。

なお，少年警察活動の運用要領及び留意事項等について（平成14年12月26日付け広少育第289号，広暴少第374号，広警相第343号，広刑総第976号）は，平成19年12月13日限り廃止す

る。

第１　基本的事項

１　本通達においては，訓令において定めた少年警察活動に関する基本的事項を踏まえ，その運用及び留意事項について定めるものとする。

２　少年警察活動を行うに際しては，少年警察活動の基本（健全育成の精神，少年の特性の理解，処遇の個別化，秘密の保持，国際的動向への配慮）を念頭に，少年警察の目的である「少年の健全な育成」を期する精神をもって当たるとともに，少年の「規範意識の向上及び立直り」に資するよう配意するものとする。この「立直り」とは，非行少年等が立ち直ることのみならず，被害少年がその精神的打撃から立ち直ることも含むものである。

なお，「健全育成の精神」については，検挙し，又は補導した少年に規範意識を持たせること及び二度と犯罪又は非行を犯さないようにすることが，少年警察活動の目的であることを認識するものとする。

３　少年警察活動を行うに当たっては，活動規則の制定の趣旨をよく理解し，街頭補導，少年相談，継続補導，被害少年等の保護活動等の犯罪捜査以外の活動が警察の職務であり責務であることを，それぞれが自覚するものとする。

第２　少年警察の体制等

１　少年サポートセンター（活動規則第２条第14号，訓令第４条関係）

専門的な知識及び技能を必要とし，又は継続的に実施することを要する少年警察活動については，少年サポートセンターが中心的役割を担うものとし，その活動は少年サポートセンター所長（以下「所長」という。）及び育成官（統括少年育成官及び少年育成官をいう。以下同じ。）の指導，助言等を基に行うものとする。

２　少年育成官（警察職員の職務等に関する規則第１条，活動規則第２条第13号・第28条，訓令第３条関係）

育成官は，警察職員の職務等に関する規則第１条の規定により指定された，少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員として，上司である警察官の命を受け，押収，捜索，検証又は鑑定の嘱託（以下「押収等」という。）を除く触法少年に係る事件（以下「触法少年事件」という。）の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年に係る事件（以下「ぐ犯少年事件」という。）の調査（以下「ぐ犯調査」という。）を行うことができる。

３　広島県警察スクールサポーター（訓令第２条第４項関係）

広島県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）は，警察官等（警察官及び育成官をいう。以下同じ。）の指示の下，非行少年，要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童の早期発見・報告，街頭補導，少年相談，継続補導，少年の社会参加活動，情報発信及び不良行為少年の補導に係る活動を行うことができる。

4　関係機関等との連携（活動規則第５条，訓令第６条関係）

(1)　少年の居場所づくりや立直り支援等の非行防止対策を総合的に推進するためには，警察のみの力では到底なし得ないことから，少年警察活動を行うに当たって，警察職員等（警察官等及びスクールサポーターをいう。以下同じ。）は，関係機関等との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

(2)　活動規則第５条及び訓令第６条に規定する「その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関」とは，県青少年担当部署，県教育委員会，精神保健福祉センター，検察庁等のほか，市町青少年担当部署，市町教育委員会等をいう。「少年の健全な育成のための活動を行うボランティア若しくは団体」の例としては，少年補導協助員等の少年警察ボランティア及びそれらの者が属するボランティア団体，市町の少年補導センターにおいて委嘱されている少年補導員及び青少年指導員，PTA等が挙げられる。

第３　一般的活動

1　街頭補導（活動規則第７条，訓令第12条関係）

街頭補導に当たっては，少年の非行が行われやすい場所を重点に，管内の実態に即して計画的に実施するものとする。

活動規則第７条第１項及び訓令第12条第２項における「その他の公共の場所」には，公園，広場等の不特定多数の者が自由に利用し，又は出入りする場所が広く含まれ，「その他の多数の客の来集する施設」には，興行場，デパート等の不特定多数の客の来集を予定した施設が広く含まれるものとする。また，「その他の少年の非行が行われやすい場所」には，性風俗関連特殊営業や女子高校生にふんするなどしてサービスを提供するいわゆる「JKビジネス」の営業所，盛り場，深夜に営業する飲食店，インターネットカフェ，カラオケボックス，コンビニエンスストア及びその周辺その他少年のたまり場となりやすい場所が広く含まれるものとする。

2　少年相談（活動規則第８条，訓令第13条関係）

(1)　少年相談は，少年サポートセンター等少年警察部門の警察職員等が配置された施設内において行うことを原則とするが，必要な場合には，関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。

(2)　少年相談に関連して，少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは，当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐなど相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

3　継続補導（活動規則第８条第２項～第４項・第13条第３項・第14条第２項，訓令第14条関係）

(1)　犯罪少年及び14歳以上のぐ犯少年については，警察において必要な捜査又は調査（以下「捜査・調査」という。）を行い，関係機関に送致若しくは送付又は通告（以下「送致等」という。）された後は，当該機関における措置に委ねられることとなるため，継続補導の対象とはならない。ただし，継続的な立ち直り支援を行う必要がある少年として別途通達するものについては，この限りではない。また，捜査・調査と並行して，本人又はその保護者への助言や学校等への必要な連絡を取ることを制限するものではないことに留意するものとする。

(2)　継続補導は，少年に対する助言，指導，カウンセリング等を通じて行うものであるため，原則として，専門的な知識及び技能を有し，これらを継続的に行い得る育成官が実施するものとする。

なお，育成官が配置されていない警察署において継続補導を実施する場合は，少年サポートセンターに育成官の派遣を要請するものとし，要請の要領は別に定める。

(3)　警察官又はスクールサポーターが継続補導をすることが適当であると認める場合は，所長及び育成官から個別具体的な指導を受けるとともに，少年サポートセンターとの連携を保ちながら実施するものとする。

(4)　学校関係者その他適当な者と協力して継続補導を行う場合には，少年のプライバシーに配慮する必要から，保護者（特定少年にあっては，本人）の同意を得ておくものとする。

4　少年の規範意識の向上等に資する活動（活動規則第９条，訓令第15条関係）

少年の非行防止や保護のためには，少年に対してその身体的・精神的よりどころとなる居場所を提供することが重要であることから，公園の清掃，落書き消し等の環境美化活動，福祉施設の訪問，生産体験活動その他の社会参加活動，警察署の道場等における少年柔剣道教室，スポーツ大会など，少年の居場所づくりに資する多種多様な活動を，新たな発想に基づき推進するものとする。

5　情報発信（活動規則第10条，訓令第16条関係）

(1)　少年警察活動については，家庭，学校及び地域社会と一体となって取り組むことが

極めて重要であることに鑑み，県民に少年の非行情勢や犯罪被害の実態を広く周知し，少年警察活動に対するより深い理解と積極的な協力を得るとともに，県民，関係機関，民間ボランティア団体等の自発的な活動を促し，支援するために，関係する情報を積極的に発信するものとする。

(2)　情報発信に際しては，学校警察連絡協議会をはじめとする関係機関と開催する協議会の場を活用して具体的な意見交換を行い，又は学校等の関係機関において開催する講習会等に積極的に協力し，警察における取組状況を説明するなど，少年警察活動に関する専門的な知識，技能，情報等が，関係機関等における少年の健全育成に向けた各種の活動に効果的に反映されるように配慮するものとする。

6　有害環境の影響の排除（活動規則第11条，訓令第17条関係）

活動規則第11条及び訓令第17条において，警察本部長（以下「本部長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は，民間における有害環境の少年に対する影響を排除するための自主的な活動に関し，その求めに応じ，必要な配慮を加えるものと規定しているが，「その求めに応じ」とは，押し付けや相手方の意思に反して行うことを排する趣旨であり，少年警察ボランティアによる街頭補導活動や有害図書の自動販売機の撤去運動，20歳未満の者の飲酒及び喫煙を防止するための関係業者，業界団体のキャンペーン等の民間の自主的な活動を積極的に支援し，協力することを妨げるものではない。

第４　非行少年等についての活動

1　少年事件選別主任者等（訓令第21条～第25条関係）

(1)　少年事件選別主任者は，訓令第31条第５項の規定により意見を聴かれた場合は，少年事件措置選別処遇意見検討表（別記様式第１号）を作成するものとする。ただし，少年簡易送致事件について，少年事件簡易送致選別検討表を作成したときは，この限りでない。

(2)　署長は，少年事件選別主任者，少年事件選別補助者及び少年事件処理担当者を指定し，又は変更したときは，その都度，少年事件（選別主任者・選別補助者・処理担当者）指定報告書（別記様式第２号）により，生活安全部少年対策課長（以下「少年対策課長」という。）に報告するものとする。

2　非行少年についての活動（活動規則第13条，訓令第26条関係）

非行少年に係る活動には，捜査・調査に加えて，本人又はその保護者への助言や学校への連絡等の必要な措置が挙げられ，関係機関に送致等された非行少年は，当該機関における措置に委ねられることとなることを前提とした上で，個別の事件によっては，他

機関における措置に委ねるまでにいくらかの時間的間げきが生じる場合があり，その間，当該少年について何らの措置も執らない場合には，当該少年が極めて不安定な立場に置かれるなど，当該少年の適切な処遇を妨げるおそれもあることから，当該少年の適切な処遇に資するため必要な措置については，時機を失することなく行う必要がある。

3　記録の作成

(1)　少年事件処理簿（訓令第33条関係）

少年事件処理簿の保存期間は５年とし，これを作成した警察署において，年次別の作成番号を付して，年次ごとにつづり込み保管するものとする。記載要領については，別表第１のとおりとする。

犯罪少年については，少年事件処理簿の作成を要しないが，事件を送致し，又は送付したときは，犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号。以下「規範」という。）第201条の犯罪事件処理簿を作成する必要があることに留意するものとする。

(2)　少年カード（訓令第34条関係）

ア　少年カード（別記様式第３号）は，これを作成した警察署において，年次別の作成番号を付して，氏名の五十音順に保管するものとし，当該少年が死亡し，又は20歳に達したときは廃棄するものとする。ただし，20歳に達した者については，必要に応じて，当分の間引き続き保管することができる。

イ　少年カードの記載事項に変更を生じたとき，処分結果が判明したときその他補導又は事後措置を行ったときは，それぞれの該当者欄に必要事項を記入するものとする。

ウ　署長は，少年カードに係る非行少年の居住地が他の警察署の管轄区域内である場合（住居を移転した場合を含む。）においては，少年カードの原本を当該警察署の署長に送付するとともに，必要に応じ，その写しを保管するものとする。ただし，当該非行少年の居住地を管轄する警察署が他の都道府県の警察署であるときは，少年対策課長を経由して本部長に送付するものとする。

エ　本部長は，前記ウただし書の規定により送付を受けた少年カードを，当該非行少年の居住地を管轄する警視庁又は道府県警察本部に送付するものとする。

オ　前記ウの規定により少年カードの原本の送付を受けた警察署においても，前記ア及びイに準じて少年カードを取り扱うものとする。

第５　犯罪少年事件の捜査

1　呼出し（訓令第37条関係）

少年に係る事件の捜査で少年を呼び出す場合は，次の事項に配慮し，少年が無用な不安を抱かないように配意するものとする。

ア　学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは，できる限り避けること。

イ　少年の授業中若しくは就業中又は身内の冠婚葬祭時等に呼び出すことは，できる限り避けること。

ウ　制服を着用した警察官が呼び出しに行くことは，できる限り避けること。

エ　警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合は，警察職員が家庭に出向くことや，警察施設以外の適切な場所に呼び出すことにも配意すること。

オ　少年を呼び出すときは，友人等周囲の者に少年が警察に呼び出されたことが分からないよう配意すること。

カ　呼出しは，保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）の納得を得て行うように努めるとともに，必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど，保護者等の協力と信頼を得られるように努めること。

2　取調べ（訓令第38条関係）

(1)　少年の被疑者の取調べを行う場合は，次の事項に留意するものとする。

ア　取調べの場所は，少年が落ち着いて話せるよう，少年補導室等の適当な場所とすること。

イ　少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避け，長時間にわたらないよう配意すること。

ウ　取調べに当たっては，少年の年齢，性別，性格，知能，職業等に応じてふさわしく，かつ，分かりやすい言葉を用いること。

エ　少年の話の良い聞き手となり，虚言，反抗等に対しても，一方的にこれを押さえつけようとせず，その原因を理解することに努め，少年の内省を促し，その立直りに資するよう努めること。

(2)　少年の被疑者の取調べを行う場合においては，やむを得ない場合を除き，少年と同道した保護者その他適切な者を立ち会わせることに留意するものとする。「適切と認められる者」の例としては，少年の同居の親族，少年の在学する学校の教員，少年を雇用する雇用主等が挙げられるが，これらの者に立会いをさせるかどうかは，当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められるかどうかを，個別の事案に即して判断する必要がある。

3　被疑者の留置（訓令第40条関係）

(1)　少年の被疑者を留置する場合には，少年法（昭和23年法律第168条）第49条第１項及び第３項の規定に基づき，20歳以上の者と分離し，かつ，原則として各別に収容するものとする。ただし，少年法第20条第１項又は第62条第１項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては，当該事件に係る留置に限って，同法第49条第１項及び第３項の規定が適用されないことに留意すること。

(2)　少年の被疑者を留置したときは，特定少年であるか否かにかかわらず，原則として，速やかにその保護者等に連絡するものとする。

4　指掌紋の採取等（訓令第41条関係）

少年の指掌紋その他の資料の採取及び写真の撮影は，身体の拘束を受けていない少年について，犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で，本人の承諾を得たときに限り行うものとし，本人が16歳未満であるときは，保護者の承諾を得たときに限り行うものとする。

5　犯罪少年の所持する物件の措置（訓令第43条関係）

少年の非行防止上所持させておくことが適当でない物件を，所有者その他の権利者に返還させ，又は保護者等に預けさせるため，一時これを当該犯罪少年から預かる場合は，第７の４の(4)に定めるぐ犯少年が所持する物件の措置を準用することとする。

6　犯罪少年事件の捜査に関する書類

(1)　警察官は，捜査の結果，犯罪少年であることが判明した場合は，当該犯罪少年の犯行の動機及び原因，犯行前後の状況等犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するため必要な事項に関して，規範第177条（供述調書）から第182条（通訳及び翻訳の場合の処置）までに定めるところにより，当該犯罪少年又は参考人の供述調書その他の捜査書類を作成し，その他の事項に関しては，規範第213条（送致書類及び送付書類）の身上調査表に記載するものとする。

(2)　犯罪少年の送致先の機関における処遇に資し，又は補導の適正を期するため特に必要があると認められる場合は，前記(1)の犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するために必要な事項以外の事項についても，当該犯罪少年又は参考人の供述調書その他必要な書類を作成し，又は徴するものとする。

(3)　家庭裁判所に犯罪少年事件を送致する場合は，（家庭裁判所）送致票（別記様式第４号）に必要事項を記載し，送致書類等とともにこれを持参して，送致書類等を引き継いだ家庭裁判所の担当者から受領印を受けるものとする。

なお，（家庭裁判所）送致票の保存期間は，５年とする。

(4)　家庭裁判所に関係書類を追送する場合は，（家庭裁判所）逓付簿（別記様式第５号）に必要事項を記載し，関係書類とともにこれを持参して，関係書類を引き継いだ家庭裁判所の担当者から受領印を受けるものとする。

なお，（家庭裁判所）逓付簿の保存期間は，５年とする。

第６　触法調査

１　調査主任官（活動規則第18条関係）

本部長又は署長は，個々の触法調査について調査主任官を指名した場合は，調査主任官指名簿（触法調査）（別記様式第６号）に所定事項を記載し，指名者（専決処理する場合は専決者）において押印した後，指名を受けた者が閲覧できる状態に置くものとする。犯罪少年と触法少年が共犯の事件で，捜査主任官を指名している場合であっても，調査主任官を指名し，調査主任官指名簿を作成することに注意するものとする。

なお，調査主任官指名簿（触法調査）は，年次ごとに作成し，その保存期間は５年とする。

２　付添人の選任（活動規則第19条，訓令第46条関係）

選任届を受理した者は，当該事件の調査に従事している警察官に対し，当該選任届を確実に引き継がなければならない。

３　呼出し（活動規則第20条，訓令第47条関係）

活動規則第20条第２項の「連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められるとき」の例としては，連絡することにより，少年が虐待を受けるおそれが著しい場合，証拠隠滅のおそれが著しい場合等が挙げられる。

触法調査のため，少年を呼び出すに当たっては，第５の１のアからカまでの事項に配意するものとする。

４　質問（活動規則第20条関係）

触法調査のため，少年に質問するに当たっては，第５の２の(1)のアからエまでの事項に配意するものとする。

少年に対する質問は，任意の供述を得ることを目的とするものであり，強制にわたることがあってはならない。このため，分からないことや知らないことは「分からない」，「知らない」と答えてほしいこと，言いたくないことは言わなくていいこと等を伝えるものとする。その際，少年に「正直に話をしなくてもよい」という誤った意識を生じさせることがないように，個々の少年の状況等を踏まえつつ，分かりやすく伝えることに配意するものとする。

5　立会い（活動規則第20条関係）

活動規則第20条第４項に，適切と認められる者の立会いに配慮する旨が規定されているが，「適切と認められる者」の例としては，少年の同居の親族，少年の在学する学校の教員，児童相談所職員，弁護士である付添人等が挙げられる。ただし，これらの者に立会いをさせるかどうかは，当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められるかどうかを，個別の事案に即して判断する必要がある。

6　触法少年の所持する物件等の措置（訓令第52条関係）

(1)　証拠物及び少年法第24条の２第１項各号の物件

触法調査で警察官が行う押収，捜索，検証については，刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（第３項を除く。），第219条，第221条並びに第222条第１項，第３項及び第７項を準用するほか，同法第１編第９章の規定を準用するものとする。

警察官の行う鑑定の嘱託については刑事訴訟法第223条第１項及び第225条（同条第４項において準用する第168条第２項から第４項まで及び第６項(同項において準用する第131条，第137条，第138条及び第140条を含む。）を含む。）の規定を，押収物の還付等については第222条第１項において準用する第123条第１項，第２項及び第３項並びに第124条第１項の規定を，押収物に係る準抗告については第430条以下の規定を準用するものとする。

(2)　少年の非行防止上所持させておくことが適当でない物件

少年の非行防止上所持させておくことが適当でない物件を，所有者その他の権利者に返還させ，又は保護者等に預けさせるため，一時これを当該触法少年から預かる場合は，第７の４の(4)に定めるぐ犯少年が所持する物件の措置を準用するものとする。

7　触法少年事件の送致又は通告（活動規則第22条，訓令第54条関係）

(1)　児童相談所への送致

ア　児童相談所への送致書類は，おおむね次の順序によってつづるものとする。

（ア）　触法少年事件送致書

（イ）　書類目録

（ウ）　その他の書類

イ　前記アの（ウ）のその他の書類のうち，証拠物関係書類については，当該書類の謄本をつづることとし，正本については，当該証拠物を家庭裁判所に送付する際に併せて送付するものとする。ただし，還付又は廃棄を実施したことにより家庭裁判所に送付することのない証拠物に係る書類については，当該書類の正本を送致する

ものとする。

ウ　触法少年事件を児童相談所に送致（追送致を含む。）する場合は，（児童相談所）送致・通告票（別記様式第７号）に必要事項を記載し，送致書類とともにこれを持参して，送致書類を引き継いだ児童相談所の担当者から受領印を受けるものとする。

なお，（児童相談所）送致・通告票の保存期間は，５年とする。

(2)　児童相談所への追送

児童相談所に関係書類を追送する場合は，（児童相談所）逓付簿（別記様式第８号）に必要事項を記載し，関係書類とともにこれを持参して，関係書類を引き継いだ児童相談所の担当者から受領印を受けるものとする。

なお，（児童相談所）逓付簿の保存期間は，５年とする。

(3)　証拠物の送付

ア　触法事件の証拠物を家庭裁判所に送付する場合は，おおむね次の順序によって証拠物送付書類（正本）をつづるものとする。

（ア）　証拠物送付書

（イ）　証拠物総目録

（ウ）　証拠物関係書類

イ　前記アの（ア）の証拠物送付書には，当該事件を家庭裁判所に送致した旨児童相談所長から通知された書面の写しを，末尾に添付するものとする。

ウ　触法事件の証拠物を家庭裁判所に送付する場合は，（家庭裁判所）送致票に必要事項を記載し，証拠物等とともにこれを持参して，証拠物を引き継いだ家庭裁判所の担当者から受領印を受けるものとする。

(4)　児童相談所への通告

触法少年を児童相談所に通告する場合は，関係書類は所属で保管し，児童相談所には児童通告書を送付するものとする。この場合，（児童相談所）送致・通告票に必要事項を記載し，児童通告書とともにこれを持参して，児童通告書を引き継いだ児童相談所の担当者から受領印を受けるものとする。

(5)　調査概要結果通知書の送付

児童相談所に調査概要結果通知書を送付する場合は，（児童相談所）逓付簿に必要事項を記載し，調査概要結果通知書とともにこれを持参して，調査概要結果通知書を引き継いだ児童相談所の担当者から受領印を受けるものとする。ただし，通告時に調査概要結果通知書も併せて送付する場合は，前記(4)の手続の際に，（児童相談所）送

致・通告票の備考欄にその旨を記載し，児童通告書とともに送付するものとする。

(6)　送致と通告の関係

児童相談所長への送致と児童福祉法第25条第１項の通告は，法的性質や要件の異なる別個の手続であり，両立し得るものである。したがって，触法少年を通告した後，当該少年に係る事件を送致することも可能であるが，触法少年事件が送致された場合は，当該事件に係る少年について重ねて通告する必要はない。

８　触法少年事件の調査に関する書類

(1)　触法少年を児童相談所に送致し，又は通告するに当たっては，当該少年の適正な処遇に資するため，触法少年事件送致書又は児童通告書のほか，必要に応じて，触法・ぐ犯少年報告書（別記様式第９号），調査状況報告書（別記様式第10号），当該少年及び関係者の申述書又は答申書（様式任意）その他必要な書類を作成し，又は徴するものとする。

(2)　触法調査において，触法少年の申述書を作成する場合は，少年の年齢，知能等に応じた平易な言葉を用い，申述書には，当該少年の署名及び押印又は指印を求めるものとする。また，事情聴取に立ち会い，又は申述書の内容を確認した保護者等がある場合には，当該保護者等にも署名及び押印又は指印を求めるものとする。

なお，触法少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は，当該触法少年は，他の被疑者に関する捜査上の参考人となるので，参考人供述調書を作成するものとする。

(3)　触法少年に任意提出書，還付請書又は仮還付請書及び所有権放棄書（以下「任意提出書等」という。）を作成させるときは，少年の年齢，知能等に応じた平易な言葉を用い，各書類の意義等について丁寧に説明し，理解させるものとする。また，事情聴取に立ち会い，又は任意提出書等の内容を確認した保護者等がある場合には，当該保護者等にも署名及び押印又は指印を求めるものとする。

(4)　育成官については，押収等をすることができないことから，押収等に関する書類を作成することはできないので留意するものとする。

第７　ぐ犯調査

１　調査主任官（活動規則第30条関係）

本部長又は署長は，個々のぐ犯調査について調査主任官を指名した場合は，調査主任官指名簿（ぐ犯調査）（別記様式第11号）に所定事項を記載し，指名者（専決処理する場合は専決者）において押印した後，指名を受けた者が閲覧できる状態に置くものとする。

なお，調査主任官指名簿（ぐ犯調査）は，年次ごとに作成し，その保存期間は５年とする。

２　呼出し（活動規則第31条，訓令第57条関係）

活動規則第31条第２項ただし書の趣旨については，第６の３に定めるとおりである。また，少年を呼び出すに当たっては，第５の１のアからカまでの事項に配意するものとする。

３　質問（活動規則第31条関係）

ぐ犯調査に係る質問については，第５の２の(1)のアからエまでの事項に配意するほか，低年齢少年たるぐ犯少年事件の調査のための質問については，第６の４に定めるところに準ずるものとする。

４　ぐ犯少年の所持する物件の措置（訓令第58条関係）

(1)　ぐ犯少年が，少年法第24条の２第１項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは，その同意を得た上で，一時的にこれを預かるものとする。この場合において，当該物件を預かった警察官等は，預り書（別記様式第12号）を作成するとともに，保護者等の申述書を作成し，当該物件を預かった旨を明らかにする書面を当該少年又は保護者等に交付するなどして，物件の預かりのてん末を明らかにしておくものとする。

(2)　少年以外の者が，少年法第24条の２第１項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合で，事案処理のため，特にその物件を必要とするときは，所有者等の協力を得て，任意差出書（別記様式第13号）とともにその物件の提出を求めるものとする。この場合において，提出者には，任意差出書の写しを交付するなどして，そのてん末を明らかにしておくものとする。

(3)　前記(1)又は(2)の場合において，被害者その他権利者に物件を返還する場合は，受領書（別記様式第14号）を徴するものとする。

(4)　少年の非行防止上所持させておくことが適当でない物件を，所有者その他の権利者に返還させ，又は保護者等に預けさせるため，一時これを当該ぐ犯少年から預かる場合は，前記(1)，(2)及び(3)の手続を準用するものとし，詳細は別に定める。

５　ぐ犯少年に係る事件の送致又は通告（活動規則第33条，訓令第59条関係）

(1)　14歳以上18歳未満のぐ犯少年の送致又は通告に当たっては，おおむね次のとおりとする。

ア　本人自身の教育矯正の必要性の強度なもの及び行動の自由を制限するような強制

力を必要とすると認められるものは，家庭裁判所に送致すること。

イ　本人の教育矯正も必要であるが，それ以上に家庭その他の環境を調整する必要があると認められるものは，児童相談所に通告すること。

(2)　家庭裁判所への送致

ア　前記(1)によりぐ犯少年を家庭裁判所に送致する場合の送致書類は，おおむね次の順序によってつづるものとする。

（ア）　ぐ犯少年事件送致書

（イ）　書類目録

（ウ）　その他の書類

（エ）　審判結果通知書

イ　ぐ犯少年事件を家庭裁判所に送致する場合は，（家庭裁判所）送致票に必要事項を記載し，送致書類とともにこれを持参して，送致書類を引き継いだ家庭裁判所の担当者から受領印を受けるものとする。

(3)　児童相談所への通告

前記(1)によりぐ犯少年を児童相談所に通告する場合は，第６の７の(4)を準用するものとする。

なお，低年齢少年たるぐ犯少年で，児童相談所に通告する場合も同様とする。

6　ぐ犯少年事件の調査に関する書類

(1)　ぐ犯少年を家庭裁判所に送致し，又は児童相談所に通告するに当たっては，当該少年の適正な処遇に資するため，ぐ犯少年事件送致書又は児童通告書のほか，必要に応じて，触法・ぐ犯少年報告書，調査状況報告書，当該少年及び関係者の申述書又は答申書（様式任意）その他必要な書類を作成し，又は徴するものとする。

(2)　ぐ犯調査において，ぐ犯少年の申述書を作成する場合は，少年の年齢，知能等に応じた平易な言葉を用い，申述書には，当該少年の署名及び押印又は指印を求めるものとする。また，事情聴取に立ち会い，又は申述書の内容を確認した保護者等がある場合には，当該保護者等にも署名及び押印又は指印を求めるものとする。

第８　不良行為少年の補導

1　不良行為少年の補導（活動規則第14条関係）

警察職員等は，不良行為少年を発見した場合は，訓令第14条に規定する継続補導を行う場合を除き，注意，助言又は指導を行うものとする。

2　少年補導票（訓令第62条関係）

(1)　不良行為の種別及び態様は，別表第２のとおりとする。

(2)　少年補導票（別記様式第15号）の記載要領は，別表第３のとおりとする。

(3)　不良行為少年のうち，居住地が警察署の管轄区域内にある者に係る少年補導票については，当該警察署において，氏名の五十音順に保管するものとする。

(4)　署長は，少年補導票を作成した不良行為少年の居住地が他の警察署の管轄区域内にある場合は，これを当該警察署の署長に送付するものとする。ただし，当該不良行為少年の居住地が他の都道府県の区域内にあるときは，少年対策課長を経由して本部長に送付するものとする。

(5)　本部長は，前記(4)において送付を受けた少年補導票を当該不良行為少年の居住地を管轄する警視庁又は道府県警察本部に送付するものとする。

(6)　不良行為少年について，保護者等に対する連絡を行わなかったとき（連絡する必要があると認められるが，連絡することができないときを除く。），不良行為少年が死亡し，又は20歳となったときその他保管の必要がなくなったときは，少年補導票を廃棄するものとする。

３　不良行為少年の所持する物件の措置（訓令第64条関係）

不良行為少年が，少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を所持していたときは，第７の４の(4)の措置を準用するものとする。

４　学校，保護者等への連絡

不良行為少年に対する注意，助言等では，少年の非行防止その他健全育成上十分でないと認められる場合は，保護者に対し，当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに，必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。この場合において，当該少年の在学する学校に連絡する場合は，非行少年等の学校連絡について，別に定めるところに従い，その適正な運用に努めるものとし，就労する職場に対し，指導上の措置を促すことが特に必要であり，かつ，有効であると認められるときは，職場関係者に対しても連絡するように配意するものとする。

なお，保護者等に対し連絡を行うか否かの判断は，警察本部にあっては所長又は統括少年育成官が，警察署にあっては生活安全課長若しくは生活安全刑事課長又は少年に関する業務を掌理する係長が行うものとする。

第９　少年の保護のための活動

１　被害少年に対する活動（活動規則第36条，訓令第65条～第67条関係）

(1)　被害少年への支援

人格形成期にある少年が犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた場合は，その心身に与える影響が大きいことから，特別な配慮が必要である。そのため，被害少年に対する支援の実施に当たっては，捜査部門との連携はもとより，警務部警察安全相談課との連携に留意するものとし，被害少年に対する現場における助言，関係機関の紹介，再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導等を行うものとする。また，被害少年の継続支援を行うに当たっては，原則として育成官が行うこととし，少年のプライバシーに配慮するとともに，必要があるときには，保護者（特定少年にあっては，本人）の同意を得ておくものとする。

(2)　被害少年の報告

訓令第11条第２項の規定に基づく報告の対象となる被害少年は，おおむね別表第４に掲げる少年である。また，精神的な打撃の程度，加害行為の態様，被害の内容，少年の年齢，性別，生活の状況，家族の状況等を総合的に判断して，その健全な育成を図るため，継続的な支援が必要と認められる者については，継続支援の対象とする。

2　福祉犯の被害少年の保護等（活動規則第37条，訓令第68条・第69条関係）

(1)　福祉犯の被害少年は，いわゆる援助交際に起因する児童買春事件にみられるように，被害少年において被害者意識が希薄であるために反復して被害に遭う場合も少なくないことから，福祉犯事件について捜査をするほかに被害少年が再び被害に遭うことを防止するために配慮するものとする。

(2)　福祉犯については，風俗営業に係る18歳未満の者の使用や20歳未満の者に対する酒類又はたばこの提供にみられるように，特定の営業において反復継続的に少年が被害者となる場合もみられることから，同種の犯罪の再発を防止する観点で，福祉犯事件に関係した事業者を指導・監督する行政機関に対し，当該事件について連絡し，必要な行政処分等を促す等の必要な措置を執るものとする。

(3)　活動規則第37条の「その他の同種の犯罪の発生を防止するため必要な措置」としては，関係する業界団体に対し，再発防止のための自主的な取組を働き掛けたり，地域住民に対する広報啓発を行ったりすること等が挙げられる。

3　少年事案処理簿の作成（訓令第72条・第75条関係）

少年事案処理簿（別記様式第16号）の保存期間は５年とし，これを作成した警察署において，年次別の作成番号を付して，年次ごとにつづり込み保管するものとする。記載要領については，別表第５のとおりとする。

4　児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動（活動規則第39条，訓令第73条・第74条

関係）

児童虐待は，児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることから，児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに，被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化，厳正な捜査と被害児童等の心情や特性に配慮した聴取，被害児童等に対するカウンセリング等の支援，生活安全部少年対策課への情報の集約と組織としての的確な対応を執るものとする。また，再発を防止するために保護者に対する助言，学校への連絡等必要な措置を執るものとする。

別表第１（第４関係）

少年事件処理簿記載要領

項目名	記載要領
1　種別	触法，ぐ犯の区分により，該当するものを○で囲むこと。
2　受理	少年担当係において，報告を受けた年月日を記入すること。
3　番号	事件の種別ごとに，暦年による一連番号を記入すること。
4　少年カード移送	(1)　少年カードの作成につき該当するものを○で囲み，作成した場合には少年カードの番号を（　）内に記入すること。 (2)　少年カードを少年の居住地を管轄する警察署に送付したときは，送付の年月日及び送付先の警察署名を記入すること。
5　少年 保護者	(1)　年齢は，事件処理時における満年齢を記入すること。 (2)　住所不定の者については，その旨を明記すること。 (3)　職業を有する少年についてはその職種及び勤務先の名称を，学生・生徒・児童については学校名及び学年を記入すること。
6　事件の概要	(1)　端緒は，発見又は認定の端緒（街頭補導，少年相談，事情聴取等）について記入すること。 (2)　種別は，触法事件については触法行為の主要なものの罪種を，ぐ犯事件については該当するぐ犯事由の記号（少年法第3条第1項第3号イからニまでの記号をいう。）をそれぞれ記入すること。 (3)　証拠物は，触法事件における証拠物及びぐ犯事件における預り物件の有無を記載すること。触法事件における証拠物がある場合は，押収番号を記載すること。 (4)　概要は，それぞれの事件の内容を具体的に記入すること。
7　緊急同行状執行一時	緊急同行状を執行し，又は一時保護を加えたときは，該当するも

保護委託	のを○で囲み，着手及び関係機関に引き渡した年月日時を記入すること。
8　措置	(1)　少年に対して送致，通告等の措置をとった年月日を記入し，該当するものを○で囲むこと。 (2)　処遇意見については，関係機関に送致し，又は通告する際に付した処遇意見を記入すること。 (3)　処分結果については，関係機関が行った処分の年月日，内容を記入すること。 (4)　警察限りの措置をとったときは，「警察における補導の措置」を○で囲み，「警察限り」と記入し，決定の年月日を記入すること。
9　調査主任官	当該事件に指名した調査主任官の官職，氏名等を記入すること。
10　報告連絡者	事件の端緒を得，又は初動措置等を行い，少年担当係に報告又は連絡した警察官等の官職，氏名等を記入すること。
11　担当者	事件の処理を担当した警察官等の官職，氏名等を記入すること。

別表第２（第８関係）

不良行為の種別及び態様

以下の行為であって，犯罪の構成要件又はぐ犯要件（少年法第３条第１項第３号に規定されたぐ犯事由及びぐ犯性をいう。）に該当しないものの，そのまま放置すれば，非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのあるもの

種別	態様
1　飲酒	酒類を飲用し，又はその目的で酒類を所持する行為
2　喫煙	喫煙し，又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
3　薬物乱用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し，又はその目的でこれらの物を所持する行為
4　粗暴行為	放置すれば暴行，脅迫，器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5　刃物等所持	正当な理由がなく，刃物，木刀，鉄棒その他人の身体に危害を及ぼすおそれのある物を所持する行為
6　金品不正要求	正当な理由がなく，他人に対し不本意な金品の交付，貸与等を要求する行為

7　金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8　性的いたずら	性的ないたずらをし，その他性的な不安を生じさせる行為
9　暴走行為	自動車等の運転に関し，交通の危険を生じさせ，若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動を共にする行為
10　家出	正当な理由がなく，生活の本拠を離れ，帰宅しない行為
11　無断外泊	正当な理由がなく，保護者に無断で外泊する行為
12　深夜はいかい	正当な理由がなく，深夜にはいかい又はたむろする行為
13　怠学	正当な理由がなく，学校を休み，又は早退等をする行為
14　不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性的行為
15　不良交友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
16　不健全娯楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
17　その他1	上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為で，本部長が指定するもの
18　その他2	
19　その他3	
20　その他4	
21　その他5	

別表第３（第８関係）

少年補導票記載要領

項目名	記載要領
1　作成番号	作成年月ごとに，受理した順番に一連番号を記入すること。
2　作成所属	少年担当係を通じて，所属長の決裁を受けるものとする。
3　保管署	当該少年の住所（住居）地を管轄する警察署名（他の都道府県の場合は，その庁道府県名）を記入すること。
4　少年	(1)　「氏名」欄には，本名を記入し，フリガナを付すること。 (2)　「住所」欄には，発見（補導）時の住所（住居）を記入すること。住所不定の者については，その旨を明記すること。 (3)　「生年月日」欄には，生年月日及び補導時の満年齢を記入すること。 (4)　「性別」欄は，該当するものの番号を○で囲むこと。

	(5)　「学校又は勤務先」欄は，在学する学校名又は勤務先の名称をできるだけ詳しく記入するとともに，勤務先における職種を「溶接工」，「事務員」等と具体的に記入すること。有職少年が定時制高校に在学している等の場合は，その学校名と勤務先の名称の双方を記入すること。
5　保護者	当該少年を現に監護する者について，氏名，住所（住居），年齢，職業及び当該少年との続柄を記入すること。 保護者が法人である場合には，当該法人の役員等で現に少年を監護する者の氏名及び住居等を記入し，続柄は未成年後見人役職員と記入すること。
6　学職別	該当するものの番号及び公私区分を○で囲むこと。
7　行為種別	該当するものの番号を○で囲むこと。2種以上にわたる行為がある場合は，主たる行為種別の番号を◎で囲み，従たる行為種別の番号を○で囲むこと。
8　行為場所	該当するものの番号を○で囲むこと。 なお，次に掲げる行為場所の定義はそれぞれ次に定めるところによる。 (1)　「23　接待飲食等営業所」 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第4項に規定する営業の営業所をいう。 (2)　「24　店舗型性風俗特殊営業所」 風営適正化法第2条第6項に規定する営業の営業所をいう。 (3)　「25　その他」 風営適正化法第2条第7項から第10項までに規定する営業の営業所及び事務所並びに当該営業に係る風営適正化法第2条第13項に規定する営業の事務所をいう。 (4)　「28　ナイトクラブ等」 風営適正化法第2条第11項に規定する営業の営業所のうち，深夜において客にダンスの遊興をさせるものをいう。 (5)　「29　その他」

	風営適正化法第2条第11項に規定する営業の営業所のうち，前記(4)のナイトクラブ等を除いたものをいう。
9　グループ関係	(1)　当該少年の補導と同時に共同行為者等として他の少年を補導した場合は，「同時補導少年氏名」欄に，その少年の氏名を記入すること。同時に補導した少年が多数いる場合は，主な少年の氏名外何名と記入すること。 (2)　当該少年が非行グループに加入している場合は，「グループ加入」欄にそのグループ名を記入すること。明確な名称を有しないグループについては，「いわゆるチーマー」，「遊び仲間」等と記入すること。
10　補導時の状況	(1)　補導時の当該少年の態度その他参考事項を記入すること。 (2)　身元確認は，事後の保護者等への連絡の際参考にする重要な事項であるので，正確に記入すること。身元確認の方法は，該当する□にレ印を付し，本人の供述によるだけで他に確認方法がなかった場合は，「供述のみ」の□にレ印を付すること。 (3)　保護者が法人である場合には，当該法人の「名称又は商号及び代表者の氏名」，「主たる事務所又は本店の所在地」及び「電話番号」について記載すること。
11　少年の所持物件の措置	(1)　当該少年の行為に関連して，所持することが不適当と認められる物件を所持していたことを発見し，当該物件を所持しないよう必要な注意又は助言を行ったときに，その物件の品名，数量を記入し，発見者のとった措置の番号を〇で囲むこと。 (2)　措置者が当該少年補導票の作成者と同一であるときは，「措置者」欄に斜線を引き押印することで足りる。この場合において，返還又は預かりの措置をとった場合は，ぐ犯事件における預り物件の措置に準じ，「預り書」，「受領書」等の関係書類を作成すること。
12　作成者	当該少年を発見した警察職員が作成者となる。 作成者は，その係名又は交番名若しくは駐在所名，階級（警察官以外の警察職員にあっては，職名）及び氏名を記入して押印すること。

13　連絡	(1)　「連絡区分」欄は，当該少年を発見した警察職員が，当該少年に対して必要と認める措置に該当するものの番号を○で囲むこと。 (2)　「連絡要否」欄は，連絡要否判断者（第8の4で定める者をいう。以下同じ。）が，連絡区分のうち○印の付された項目について審査し，その要否を決定した上，該当するものを○で囲むこと。連絡要否判断者は，その経過を明らかにするため「連絡要否判断者」欄に押印すること。 (3)　「連絡月日」，「被連絡者」欄は，連絡を行った者が，連絡を行った月日時とその連絡の相手方の氏名を記入すること。この連絡を行った者は，「連絡者」欄に押印すること。
14　連絡状況	連絡した場合の連絡状況について記入すること。

別表第４（第９関係）

報告の対象となる被害少年

対象となる被害少年	内容
1　刑法犯による被害少年	次に掲げる犯罪の構成要件に該当するが，刑事事件としては立件できない事案による被害少年を含む。 (1)　強盗致死傷罪（刑法第240条の罪。未遂を含む。） (2)　強盗・強制性交等罪（刑法第241条の罪。未遂を含む。） (3)　強制性交等罪（刑法第177条の罪。未遂を含む。） (4)　強制わいせつ罪（刑法第176条の罪。未遂を含む。） (5)　準強制わいせつ罪・準強制性交等罪（刑法第178条の罪。未遂を含む。） (6)　監護者わいせつ罪・監護者性交等罪（刑法第179条の罪。未遂を含む。） (7)　強制わいせつ致死傷罪（刑法第181条の罪） (8)　傷害罪（刑法第204条の罪） (9)　強盗罪・事後強盗罪・昏（こん）酔強盗罪（刑法第236条，第238条，第239条の罪。未遂を含む。） (10)　逮捕・監禁罪（刑法第220条の罪），同致傷罪（刑法第221条の罪）

	(11)　未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪。未遂を含む。） (12)　営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪。未遂を含む。） (13)　身代金目的略取等罪（刑法第225条の2の罪。未遂を含む。） (14)　国外移送目的略取等罪（刑法第226条の罪。未遂を含む。） (15)　上記以外の罪で，特に被害少年に対する支援が必要と認められるもの
2　児童虐待による被害少年	児童虐待とは，保護者（親権を行う者，未成年後見人その他の者で，児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し，次に掲げる行為をすることをいう。 (1)　身体的虐待 児童の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること。 打撲傷，あざ（内出血），骨折，頭部外傷，たばこによる火傷等外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに，首を絞める，殴る，蹴る，投げ落とす，激しく揺さぶる，熱湯をかける，布団蒸しにする，溺れさせる，逆さ吊りにする，異物を飲ませる，冬戸外に閉め出す，縄などにより身体的に拘束する等の外傷を生じさせるおそれのある行為を指す。 (2)　性的虐待 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。具体的には，次のような行為を指す。 ア　児童への性交，性的暴行，性的行為の強要・教唆等 イ　性器や性交を見せること。 ウ　児童ポルノの被写体などに児童を強要すること。 (3)　保護の怠慢・拒否 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は

	長時間の放置，保護者以外の同居人による身体的虐待，性的虐待又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 　いわゆる「ネグレクト」を指し，具体的には，次のような行為が挙げられる。 ア　児童の健康・安全への配慮を怠っている。 　　例えば，家に閉じこめる（当該児童が学校等に登校する意思を有するにもかかわらず，登校させない），重大な病気になっても病院に連れて行かない，乳幼児を家に残したまま度々外出する，乳幼児を車の中に放置する，遺棄する等の行為を指す。 イ　児童にとって必要な情緒的欲求に応えていない。 　　例えば，児童に対して継続的に無視し続けるなどの愛情遮断を指す。 ウ　食事，衣服，住居などが極端に不適切で，健康状態を損なうほどの保護の無関心・怠慢等 　　例えば，適切な食事を与えない，下着等を長期間ひどく不潔なままにする，極端に不潔な環境の中で生活をさせる等の行為を指す。 (4)　心理的虐待 　児童に著しい暴言又は著しく拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 　具体的には，次のような行為を指す。 ア　言葉による脅かし，脅迫等 イ　児童を無視したり，拒否的な態度を示す。 ウ　児童の心を傷つけることを繰り返し言うこと。 エ　児童の自尊心を傷つけるような言動等 オ　他の兄弟と比べて著しく差別的な扱いをする。 カ　児童の面前で配偶者に対する暴力を繰り返す。
3　いじめによる被害少年	刑事事件としては立件できない事案による被害少年を含む。

4　福祉犯による被害少年	福祉犯の構成要件に該当するが，刑事事件としては立件できない事案による被害少年を含む。
5　その他被害少年として支援が必要と認められる者	

別表第５（第９関係）

少年事案処理簿記載要領

項目名	記載要領
1　種別	要保護・児童虐待のいずれかを○で囲むこと。
2　受理	少年担当係において，報告を受けた年月日を記入すること。
3　番号	暦年による一連番号を記入すること。
4　少年 保護者	(1)　年齢は，事案処理時における満年齢を記入すること。 (2)　住所不定の者については，その旨を明記すること。 (3)　職業を有する少年についてはその職種及び勤務先の名称を，学生・生徒・児童については学校名及び学年を記入すること。 (4)　保護者が法人である場合には，当該法人の役員等で現に少年を監護する者の氏名及び住居等を記入し，続柄は未成年後見人役職員と記入すること。
5　事案の概要	(1)　端緒は，発見又は認定の端緒（街頭補導，少年相談，事情聴取等）について記入すること。 (2)　種別は，「保護者不在」，「監護不適当」等を記入し，児童虐待については，その態様を記入すること。 (3)　概要は，事案の内容，特に保護が必要と認められる状況を具体的に記入すること。 (4)　保護者が法人である場合には，当該法人の「名称又は商号及び代表者の氏名」，「主たる事務所又は本店の所在地」及び「電話番号」について記載すること。
6　一時保護委託	一時保護を加えたときは，着手及び関係機関に引き渡した年月日時を記入すること。
7　措置	(1)　通告の措置を執ったときは，その年月日を記入し，「児童相談所通告」を○で囲むこと。 (2)　処遇意見については，通告する際に付した処遇意見を記入す

	ること。 (3)　処分結果については，関係機関が行った処分の年月日，内容を記入すること。 (4)　警察における補導の措置を執った場合は，その状況を記入すること。
8　報告連絡者	事案の端緒を得，又は初動措置等を行い，少年担当係に報告又は連絡した警察官等の官職，氏名等を記入すること。
9　担当者	事案の処理を担当した警察官等の官職，氏名等を記入すること。

（別記）
様式第1号（第4関係）

少 年 事 件 措 置 選 別 処 遇 意 見 検 討 表

犯罪・触法・ぐ犯	学　　職	少年氏名	生　年　月　日	処理担当者氏名
			（　歳）	

非 行 ・ 触 法 名	
非行の原因・動機	（　　） ○ 単純，偶発的である　○ 比較的単純，偶発的である ○ 計画性が認められる　○ 計画的である ○ 計画的，不純，積極的である　○ 計画的，不純，極めて積極的である
行 為 の 悪 質 性 等	○ 単純で悪質でない　○ やや複雑，悪質である ○ かなり複雑，悪質である　○ 極めて複雑，悪質である
非　行　歴　等 （内容・処分状況）	
少年の性格・行状	○ 問題が極めて少ない　○ 軽度の問題性が認められる ○ 問題性が認められる　○ 強度の問題性が認められる （□暴力団と交際がある　□暴走族に加入している　□暴走族に加入していた）
保護者の監護能力	○　ある　○　ない（理由：　　）
学 校 等 の 意 見	
そ の 他 参 考 事 項	
少年事件選別主任者の意見	

様式第2号(第4関係)

年　　月　　日

警　察　本　部　長　様

警察署長
(課名)

選別主任者
少年事件　選別補助者　指定報告書
処理担当者

指　定　年　月　日	年　　月　　日
氏　　名　(年齢)	(　　歳)
階　　級	
職　　名	
配　置　年　月　日	年　　月　　日
採　用　年　月　日	年　　月　　日
現階級昇任年月日	年　　月　　日
少年係経験年数	年　　月
捜査係経験年数	年　　月
備　　考	※前任者

様式第3号(第4関係)

少　年　カ　ー　ド

資料区分	

(表)

少年の氏名		異名		生年月日		職業関係	勤務先	名称				収入					
								所在地					円				
本籍				出生地			職歴	勤務先・職種	所在地	在職期間	退職理由						
住居																	
非行場所		財物加害高	円			非行・補導前歴	非行等名										
家族関係	主な家族の氏名	続柄	年齢	職業	住居		補導年月日										
					家族数　人		補導警察署										
学校関係	最終(在学)学校名　年				所在地		措置及び処分結果										
	怠学		成績				喫煙		有機溶剤その他の薬物乱用								

取扱警察署	発生地管轄警察署	検挙警察署	身柄引渡警察署

罪名	
既遂・未遂別	
手口	
非行時の居住地	
性別	
非行時の年齢	
非行時の学職	
学職の特殊形態	
国籍等	
在留資格等	

処遇意見		
最終(在学)学校		
卒業・中退別		
共犯形態		
少年が犯した他の非行(異なる罪種)	刑法犯	
	特別法犯	
非行府県数		
被疑者特定の端緒を得た係		
被疑者を逮捕した係		
事件を主として処理した係		
身柄措置		

（外国人）			
不法滞在期間（外国人）			
補導歴・非行歴	補導歴　　回　非行歴　　回	うち本票記載犯罪と同一罪種（　　）回	
前回処分			
非行年月日時			
非行場所			
非行の動機・原因	背景		
	父親の態度		
	母親の態度		
	直接の動機・原因		
	精神障害等の有無		
家出関係			
生活形態			
両親の状態			
母の不在状況			
非行集団関係	暴力団との関係の有無		
	集団の種別		
送致等の区分			

本票記載非行の供述状況			
暴力団等関係	暴力団	団体の名称	
		組織順位	
		地位	
	ゴロ・総会屋等		
	犯罪態様	犯罪態様	
		民事介入暴力	
関係検挙票番号	署　年　月　第　号		
作成者	年　月　日作成 署　係　氏名　印		
逮捕年月日	年　月　日　時　分		
逮捕場所			
逮捕者			
釈放年月日	年　月　日　時　分		
送致年月日・送致先	年　月　日		
勾留(観護)年月日	年　月　日　時　分		
家裁(検察官)処分	年　月　日		
裁判結果	年　月　日		
作成・照会			

備考　用紙の大きさは，日本産業規格A列３とする。

索引					（裏）
保護等の状況	緊急同行状執行	着手	年　月　日　時　分	引渡	年　月　日　時　分
	一時保護	着手	年　月　日　時　分	引渡	年　月　日　時　分
ぐ犯行為の概要					

事後措置その他参考事項	

様式第4号(第5―第7関係)
(家庭裁判所)

送　致　票　　警察署

番　号	年　月　日	罪　　名	少 年 の 氏 名	添 付 証 拠 品 等	備　考　欄	発送者印	受領者印
	送 致 ・ 送 付			符　号			
				内現金　総額　　円			
	送 致 ・ 送 付			符　号			
				内現金　総額　　円			
	送 致 ・ 送 付			符　号			
				内現金　総額　　円			
	送 致 ・ 送 付			符　号			
				内現金　総額　　円			
	送 致 ・ 送 付			符　号			
				内現金　総額　　円			
	送 致 ・ 送 付			符　号			
				内現金　総額　　円			

注　この送致票は，家庭裁判所への送致，送付の際に使用すること。

様式第5号(第5関係)
(家庭裁判所)

逓　付　簿　　警察署

番号	年　月　日	送致年月日 送致番号	罪　名	少年の氏名	備考欄	発送者印	受領者印

注　この逓付簿は，家庭裁判所への関係書類追送書を送付する際に使用すること。

様式第6号（第6関係）

触法調査

（その１）

第　　号

調　査　主　任　官　指　名　簿

指　名　者	

少年警察活動規則第18条第１項及び第３項の規定により，次の者を以下に記載する触法少年に係る事件の調査主任官に指名する。

所　　属		階　　級	
係（課）		氏　　名	

調査主任官の職務：当該事件の調査につき，指揮を受けて行う次の職務

○　調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。

○　押収物及びその換価代金の出納を承認し，これらの保管の状況を常に把握すること。

○　調査方針を立てること。

○　調査に従事する者に対し，調査の状況に関し報告を求めること。

○　調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。

○　家庭裁判所，児童相談所，学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。

○　警察本部長又は警察署長から特に命ぜられた事項

指名の年月日	事　　件　　名 （他と区別できる程度に簡単に記載）	指名者の　印	被指名者の印	備　考

触法調査

（その２）

指名の年月日	事　　件　　名 （他と区別できる程度に簡単に記載）	指名者の　印	被指名者の印	備　考

備考１　指名者欄には，「○○警察署長」，「○○警察本部長」等と記載し，これが異なる場合は，別の調査主任官指名簿によること。

なお，指名について専決処理する場合には，例えば「○○警察署長（生活安全課長専決）と記載し，「指名者の印」欄には専決者が押印すること。

２　「被指名者の印」欄には，被指名者がこの調査主任官指名簿を閲覧した際に押印すること。

３　必要に応じ，順次，その２を追加していくこと。

４　備考欄には，「○年○月○日送致」，「○年○月○日家庭裁判所送致」等と記載すること。

様式第7号(第6関係)
(児童相談所)

送　致　・　通　告　票　　警察署

番　号	年　月　日	罪　　名	少 年 の 氏 名	備　　考　　欄	発送者印	受領者印
	送　致　・　通　告					
	送　致　・　通　告					
	送　致　・　通　告					
	送　致　・　通　告					
	送　致　・　通　告					
	送　致　・　通　告					

注1　この送致・通告票は，児童相談所への送致，通告の際に使用すること。
　2　追送致書を送致する場合は，備考欄に記載すること。

様式第8号(第6関係)
(児童相談所)

逓　　付　　簿　　警察署

番号	年　月　日	送致通告年月日 送致通告番号	罪　　名	少年の氏名	備　考　欄	発送者印	受領者印

注　この逓付簿は，児童相談所へ関係書類追送書，調査概要結果通知書を送付する際に使用すること。

様式第9号（第6，第7関係）

触法
ぐ犯　少年報告書

年　月　日

警察署長
様

警察署
官職　氏名　㊞

下記少年を発見したから報告する。

1　少年の本籍，住居，職業（学校名及び学年），氏名及び年齢

2　保護者の本籍，住居，職業，続柄，氏名及び年齢（保護者が法人である場合には，その名称又は商号及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は本店の所在地）

3　発見の端緒

4　事案の概要

5　発見者のとった措置

6　所持金品等の品目数量及び措置

7　備考

様式第10号（第6，第7関係）

調 査 状 況 報 告 書

平成　　年　　月　　日

警察署長

官職　　殿

警察署

官職

に対する　　事件につき，調査した結果は次のとおりであるから報告する。

記

様式第11号（第7関係）

ぐ犯調査

（その１）

第　　号

調　査　主　任　官　指　名　簿

指名者	

少年警察活動規則第30条第１項の規定により，次の者を以下に記載するぐ犯少年に係る事件の調査主任官に指名する。

所　　属		階　　級	
係（課）		氏　　名	

調査主任官の職務：当該事件の調査につき，指揮を受けて行う次の職務

○　調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定

○　関係機関との連絡調整

○　その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務

指名の年月日	事　　件　　名 （他と区別できる程度に簡単に記載）	指名者の印	被指名者の印	備　　考

ぐ犯調査

（その２）

指名の年月日	事件名（他と区別できる程度に簡単に記載）	指名者の印	被指名者の印	備考

備考１　指名者欄には，「○○警察署長」，「○○警察本部長」等と記載し，これが異なる場合は，別の調査主任官指名簿によること。

なお，指名について専決処理する場合には，例えば「○○警察署長（生活安全課長専決）と記載し，「指名者の印」欄には専決者が押印すること。

２　「被指名者の印」欄には，被指名者がこの調査主任官指名簿を閲覧した際に押印すること。

３　必要に応じ，順次，その２を追加していくこと。

４　備考欄には，「○年○月○日通告」，「○年○月○日家庭裁判所送致」等と記載すること。

様式第12号（第7関係）

預　　り　　書

年　　月　　日

警察署長

殿

警察署

官　職　　氏　名　　㊞

少年の住居

氏名

年　　月　　日生（　　歳）

上記の少年の　　に関し，本職は，　　年　　月　　日

において，少年が所持する下記目録の物件を一時預かった。

目　　録

番　号	品　　名	数　量	備　考

様式第13号（第7関係）

任　意　差　出　書

年　　月　　日

警察署長

殿

住　　居

（電話　　）

職　　業

学校・学年

氏　　名　　㊞

（　　歳）

下記の物件を任意に差し出します。用済みの上は，処分意見欄記載のとおり処分してください。

差　出　物　件

番　号	品　　名	数　量	差出者処分意見	備　考

取扱者印	

様式第14号（第7関係）

受　領　書

年　　月　　日

警察署長

殿

住　居

氏　名　　㊞

下記目録の物件の返還を受け，受け取りました。

目　　録

番　号	品　　名	数　　量	備　考

取扱者印	

様式第15号(第8関係)

少　年　補　導　票

作成番号	年　月　号	作成所属	広島県　署・課・隊	保管署	庁道府県　署	作成所属	
少年 フリガナ 氏名		住所	自宅（　）　—　携帯（　）　—			所属長	
生年月日	年　月　日（　歳）	学校又は勤務先	年　組　電話（　）　—			管理官 副署長・次長	
性別	1 男　2 女						
保護者 氏名		年齢	歳	職業	少年との続柄	課長・補佐	
住所	□ 少年に同じ　電話（　）　—						

学職別	1 未就学	2 公私小学生	3 公私中学生	4 公私高校生	5 公私大学生	6 各種学生	7 有職少年	8 無職少年

行為種別	1 喫煙	2 飲酒	3 薬物乱用	4 粗暴行為	5 刃物等所持	6 金品不正要求	7 金品持ち出し	8 性的いたずら	9 暴走行為	10 家出	11 無断外泊	12 深夜はいかい	13 怠学	14 不健全性的行為	15 不良交友	16 不健全娯楽	17 その他1	18 その他2	19 その他3	20 その他4	21 その他5

行為場所	1 自宅	2 友人・知人宅	3 路上 繁華街	3 路上 自動車内	3 路上 その他	4 学校	5 公園・寺社	6 遊園地	7 ボーリング場・スケート場	8 映画館・劇場	9 公営競技場	10 行楽地	11 駅構内	12 輸送機関等公共内	13 デパート・スーパー	14 深夜飲食店	15 コンビニエンスストア	16 喫茶店	17 その他飲食店	18 旅館・ホテル	19 風俗営業 遊技場	19 風俗営業 ゲームセンター	19 風俗営業 接待飲食等営業所	20 性風俗特殊営業 店舗型性風俗特殊営業	20 性風俗特殊営業 その他	21 カラオケボックス	22 その他	23 特定遊興飲食店営業 ナイトクラブ等	23 特定遊興飲食店営業 その他	24 インターネットカフェ

発見日時	月　日（　曜日）午前・午後　時　分頃	発見場所					
グループ関係	同時補導少年 人数　人 氏名						
	同伴者 人数　人 氏名			グループ加入	1 無　2 加入（グループ名　）		
補導時の状況	身元確認　□免許証　□学生証　□その他（　）□供述のみ	少年の所持物件の措置	品名・数量		入手先等		
			措置別	1 返還又は預かり　2 任意に廃棄　3 左記以外の措置			
			措置者				
作成年月日	年　月　日	作成者	課　係・交番・駐在所　階級　氏名		警電　—	判断者 連絡要否	
連絡 連絡区分	1 保護者連絡	2 学校連絡	3 職場連絡	連絡状況		連絡者	
連絡要否	要　否	要　否	要　否				
連絡月日	月　日　：	月　日　：	月　日　：				
被連絡者							

注1　太枠内は補導に当たった警察職員が記入し，その他の欄は少年担当係において記入すること。

2　主たる行為については◎，従たる行為については○印を記入すること。

様式第16号（第9関係）

（その１）

少　年　事　案　処　理　簿

<table>
<tr><td>種　別</td><td colspan="2">要保護・児童虐待</td><td>受理</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>番号</td><td colspan="2">第　号</td></tr>
<tr><td>少　年
カード</td><td colspan="2">作成（第　号）・作成せず</td><td colspan="2">移送</td><td colspan="4">年　月　日
警察署</td></tr>
<tr><td rowspan="3">少　年</td><td>ふりがな
氏　名</td><td colspan="2"></td><td>男
・
女</td><td>生年月日</td><td colspan="3">年　月　日生
（　歳）</td></tr>
<tr><td>住　居</td><td colspan="7">電話（　）</td></tr>
<tr><td>職　業
学校・学年</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">保護者</td><td>ふりがな
氏　名</td><td colspan="3">（　歳）</td><td>職　業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　居</td><td colspan="3">電話（　）</td><td>続　柄</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事案の
概　要</td><td>端　緒</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">種　別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">概　要</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">一時保護委託</td><td>開　始　日　時</td><td colspan="5">年　月　日午　時　分</td></tr>
<tr><td>引　渡　日　時</td><td colspan="5">年　月　日午　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">措　置</td><td colspan="2">年　月　日
児童相談所通告</td><td colspan="2">処遇意見</td><td colspan="3">処分結果　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">警察における補導の措置</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>報告者
連絡者</td><td colspan="2">課　係
官職　氏名</td><td>担当者</td><td colspan="4">課　係
官職　氏名</td></tr>
</table>

（その２）

決　　裁			月日	指　揮　伺　・　指　揮　事　項	備　考
本部長 署長	部長 副署長	課長 課長			

別記様式第１号（第４関係）

様式第２号（第４関係）

様式第３号（第４関係）

様式第４号（第５―第７関係）

様式第５号（第５関係）

様式第６号（第６関係）

様式第７号（第６関係）

様式第８号（第６関係）

様式第９号（第６，第７関係）

様式第10号（第６，第７関係）

様式第11号（第７関係）

様式第12号（第７関係）

様式第13号（第７関係）

様式第14号（第７関係）

様式第15号（第８関係）

様式第16号（第９関係）